

愛北広域事務組合地球温暖化対策実行計画

(第二期)

令和4年度から令和8年度

I 計画の基本事項

1 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、温室効果ガス排出量の削減を目的に実行計画を策定し、その取り組みを推進していくことを目的とするものです。

2 計画期間及び基準年度

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間（第二期）とし、令和2年度を基準年度とします。

3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、委託等により組合の外部で実施するものを除いた全ての事務事業を対象とします。

対象施設：愛北クリーンセンター、尾張北部聖苑

4 対象とする温室効果ガス及び主な活動区分

法律の対象とする7つの温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の3物質を対象とします。

なお、その他の4物質（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃））については、全体の排出量が少ないことから、削減対象から除外しています。

対象とする温室効果ガスとそれらのガスの対象活動（ガスを排出する活動）は表1のとおりです。

表1

温室効果ガス	発生要因となる主な活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用（都市ガス、化石燃料等） 電気の使用
メタン（CH ₄ ）	家庭用機器の使用 公用車の走行 生活排水の処理 浄化槽の使用
一酸化二窒素（N ₂ O）	公用車の走行 生活排水の処理 浄化槽の使用

なお、令和2年度の温室効果ガスの排出源別・種類別排出量及びそれぞれの割合は、表2のとおりです。

表2 排出源別・種類別排出量及び割合(令和2年度)

単位:kg-CO₂

種類	排出源	クリーンセンター	割合(%)	尾張北部聖苑	割合(%)	合計	割合(%)	
CO ₂	燃料の使用	灯油	62.2	0.0	562,514.0	74.1	562,576.2	34.7
		ガソリン	888.2	0.1	891.6	0.1	1,779.8	0.1
		軽油	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0
		都市ガス	172.0	0.0	—	—	172.0	0.0
	電気の使用	760,871.0	88.3	188,082.5	24.8	948,953.5	58.6	
	小計	761,993.4	88.4	751,488.1	99.0	1,513,481.5	93.4	
CH ₄	公用車の使用	1.4	0.0	1.4	0.0	2.8	0.0	
	し尿等汚泥処理	77,180.0	9.0	—	—	77,180.0	4.8	
	浄化槽	—	—	4,941.3	0.7	4,941.3	0.3	
	※都市ガス	0.4	0.0	—	—	0.4	0.0	
	小計	77,181.8	9.0	4,942.7	0.7	82,124.5	5.1	
N ₂ O	公用車の使用	46.2	0.0	48.3	0.0	94.5	0.0	
	し尿等汚泥処理	22,515.4	2.6	—	—	22,515.4	1.4	
	浄化槽	—	—	2,296.1	0.3	2,296.1	0.1	
	※都市ガス	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	
	小計	22,561.6	2.6	2,344.4	0.3	24,906.0	1.5	
	合計	861,736.8	100.0	758,775.2	100.0	1,620,512.0	100.0	

※CH₄、N₂Oについては、CO₂換算してあります。

II 温室効果ガス排出削減目標

当組合の平成29年度から令和3年度実行計画(第一期)では、基準年度である平成28年度と新基準年度となる令和2年度のCO₂排出量を比較し、11.56%の削減をしました。

当組合の業務内容は、し尿及び浄化槽汚泥の処理並びに火葬業務であり、搬入

量や件数等により変動があるため、計画期間中に令和2年度（基準年度）より削減（目標としては2%程度）するよう取り組んでいきます。

Ⅲ 温室効果ガス排出削減に向けた取組内容

1 総排出量を直接的に減少させる取組

(1) 電気・ガス等使用量の削減

○冷暖房機器・空調機器

- ・服装（クールビズ、ウォームビズ）などにより暑さ寒さに対処し、事務室等の空調の適温化（冷房は28℃、暖房は20℃程度）を実施する。ただし、施設の使用状況を考慮した適切な温度設定に留意する。
- ・冬季には太陽光を積極的に取り入れる。
- ・空調効率を高めるためにブラインド、緑のカーテンなどを設置する。
- ・終業時間前に熱源を停止するなど、季節ごとの運転管理を図る。

○照明機器

- ・照明の間引きと併せて、不必要な照明の消灯（昼休み、時間外、空室時）を徹底する。
- ・建物の夜間点灯については、必要最小限とする。
- ・残業時及び休日出勤時で必要な場合は必要最小限の点灯とする。
- ・始業の点灯は、業務開始時刻の直前からとする。
- ・LED照明などエネルギー効率の良い照明機器の導入に努める。

○その他

- ・電力デマンドのピークカットに努める。
- ・OA機器は、昼休み時など長時間使用しない時は電源を切る。
- ・高効率の設備導入に努め、施設の省エネルギー化を図る。
- ・時間外勤務の縮減を図る。

(2) 公用車の燃料使用量の削減

- ・不用なアイドリングをひかえる。
- ・経済的運行ルートを選択する。
- ・車の急発進、急加速、空ぶかしをひかえる。
- ・新規導入の際には、環境への負荷の少ない低燃費・低公害に配慮した車両の導入に努める。

2 総排出量を間接的に減少させる取組

(1) 用紙類の使用量の削減

- ・コピー用紙等の使用量を削減する。

- ・コピー及び印刷は両面とする。
- ・ミスコピー紙等の裏面利用を推進する。
- ・供覧及び回覧で済む文書については、コピーや配付をしない。
- ・会議資料等は、内容を要領よくまとめ、用紙類の削減を図る。
- ・ファックス送信票を省略し、送信文書の余白にあて先等を記入する。
- ・電子メールの活用や共有文書、資料の電子化等により事務のペーパーレス化を進める。
- ・封筒の再利用、持ち帰り封筒の省略を進める。

(2) 廃棄物の削減

- ・リサイクル可能なものについては、リサイクルを徹底し、再資源化を推進する。
- ・ごみの排出を抑制する。
- ・使い捨て製品の使用を抑制する。
- ・備品類その他事務用消耗品類の修理、補修を心がけ、利便性を考慮しつつ、長時間繰り返し使用を励行する。

(3) グリーン購入の推進

- ・文具、物品等は、リサイクル製品の購入を図る。
- ・再利用又はエコマーク、グリーンマーク製品を積極的に購入する。

(4) その他

- ・水道使用量を点検し、使用量の多い場合は水漏れ点検を実施する。
- ・施設などの工事や修繕に当たっては、廃棄物の分別排出、分別回収を徹底させることにより、再資源化及び有効利用を図る。

3 職員の地球温暖化対策等に対する意識改革

- ・積極的な職場環境の改善提案を図る。
- ・地域の地球温暖化対策活動等に積極的に参加する。
- ・家庭においてもマイバッグ持参などのごみの減量化、また節電など地球温暖化対策の取り組みを進める。

IV 地球温暖化対策実行計画の推進体制

1 地球温暖化対策推進委員会

本計画を実効あるものにするため、事務局長、業務課長及び所長で「地球温暖化対策推進委員会」を組織する。また、1年に1回推進委員会を開催し、点検、評価及び課題の抽出を行うとともに、見直しや改善を行っていきます。

2 地球温暖化対策実行計画推進員

本計画の実施にあたっては、各係の長を環境推進員として、計画の推進にかかる調査、点検及び報告書（別紙様式）の作成を行います。

別紙

温室効果ガス排出抑制の取組内容報告書（ 年度）

係名 _____

排出量を直接的に減少させる取組	得点
1 不必要な照明の消灯（昼休み、時間外、空室等）	
2 長時間使用しないOA機器は電源を切る（昼休み、時間外等）	
3 空調の適温化（室内温度 冷房は28℃、暖房は20℃）※	
4 時間外勤務の縮減	
5 公用車の急発進、急加速及び不必要なアイドリングの削減	
総排出量を間接的に減少させる取組	
6 コピー、印刷の両面刷り	
7 ミスコピー等の裏面利用	
8 会議資料等の用紙の削減	
9 文書ファイルの適正管理	
10 ファックス送信文書の削減	
11 使用済み封筒の再利用	
12 封筒の省略	
13 節水の励行	
14 分別の徹底	
15 ごみの排出抑制	
A 合計点数	
B 75点から該当しない項目の点数（1項目5点）を引いた点数	
達成率（%） $A/B \times 100$	

※「3」については、施設の使用状況を考慮した適切な温度設定に留意する。

得点基準

確実にできた（90%以上）	5
ほぼ確実にできた（90～70%）	4
実行できたがやや不十分（70～50%）	3
あまり実行できなかった（50～30%）	2
実効できなかった（30%未満）	1
未執行（0%）	0
該当しなかった	—